

昭和二十年勅令第五百四十二號「求メテ宣言」受
諾ニ伴ニ發スル命令ニ關スル件ニ基テ敎議院
議員選舉人名簿、特別ニ關スル件

右謹テ上奏ニ恭ニク

聖裁ヲ仰ギ併セニ樞密院、議ニ付セ
ラレシコトヲ請、

昭和二十年十二月二十七日

内閣總理大臣岡野敬次郎喜重郎

第一條 昭和二十年勅令第

號の表一に掲ぐる罪ヲ犯シタルニ

リ選舉權ヲ有セザルニ至リタル者選舉權ヲ有スルニ至リタルニ合ニ於
テ選舉人名簿ニ登録セラレザルモノナルトキハ本人ノ申請ニ依リ市
區町村長其ノノ選舉人名簿調製義務者（以下名簿調製義務者ト稱
ス）ハ臨時ニ其ノ者ノ選舉人名簿ヲ調製スベシ

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ選舉權ヲ有スルニ至
リタルコトヲ證スベキ驗事又ハ之ニ準スル者ノ書面ヲ添附シ昭和二
十一年一月十日迄ニ其ノ住居ヲ有スル地ノ名簿調製義務者ニ之ヲ提
出スベ

第三條 第一條ノ申請アリタル日トシテハ各名簿調製義務者ハ昭和二十一年

一月十日現在ニ依リ選舉資格ヲ調査シ同月十四日迄ニ選舉人名簿ヲ
調製スベシ

前項ノ選舉人名簿ハ同月十五日ヨリ三日間之ヲ縦覽ニ供スベシ

第一項ノ選舉人名簿ニ關スル修正ノ申立ハ其ノ申立ヲ受ケタリ日ヨ
リ二日以内ニ之ヲ決定スベシ

第二項ノ選舉人名簿ハ同月二十日ヲ以テ確定シ同年十二月十九日迄
其ノ效力ヲ有ス

第四條 名簿調製義務者ハ前條第一項ノ規定ニ依リ選舉人名簿ヲ調製
シタルトキハ直ニ其ノ寫一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

名簿調製義務者ハ衆議院議員選舉法第五條又ハ第十七條第二項
但書ノ規定ニ依リ選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方

長官ニ報告スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

衆議院議員選舉人名簿特例中左ノ通改正ス

第一條中「及昭和十三年法律第八十四號第一條ノ規定ニ依ル選舉人名
簿」ヲ「及昭和十三年法律第八十四號第一條ノ規定ニ依ル選舉人名簿
及昭和二十年勅令第 號第一條ノ規定ニ依ル選舉人名簿」ニ改ム